令和8年度外部評価　質問票

施策1　強くしなやかな防災・減災まちづくり（担当：田中委員）

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
1	防災まちづくり	委員記入欄	・活動指標の「地域活動・庁内検討部会等の開催回数」について、例えば、「方南一丁目地区におけるまちづくり検討会」の開催目的は、当該地区の、まちづくりルールの検討状況を共有し、ルール導入に係る合意形成を目指すこととあるので、開催回数よりも、対象地域住民の検討会への参加人数の実績といった具体的な定量値の方が、より明確な活動指標となると考えますが、如何でしょうか。 ・成果指標の「震災救援所周辺等の助成件数」について、実績件数が目標値ほど伸びていない要因として、「耐火建築物等の建ぺい率緩和利用」の影響があるとしています。一方、「事業コストの方向性」では「助成に依らない形での耐火・準耐火建築物が着実に増えており、不燃化そのものは進展している」との記述もあり、ここで言う「進展」には、「耐火建築物等の建ぺい率緩和利用」の影響も含まれるのではないかと考えます。この事務事業の目的は、あくまでも不燃化の促進であって、助成件数を増やすことは、目的ではなく、そのための手段の一つであると考えます。助成件数の計画達成が、一種の目的化しているような印象も受けますので、不燃化の進展度合いを総合的に表す成果指標は考えられないでしょうか。 ・新たに令和8年度から「杉並区全域を対象とした建替え相談会」を開催しているとのことです。こうした取組は、区民全体への啓蒙活動として十分意義があるものと考えます。但し、従来から制度周知に取り組まれていた本事務事業対象地域への直接的な影響度は、さほど高いとは考えられません。当該相談会での相談件数の多寡等の状況によっては、建築費高騰や地権者との折衝の困難さ等の事業推進の難易度を踏まえ、本事務事業対象地域への投入資源の集中も検討すべきではないでしょうか。
		所管課回答欄	・区の活動に着目した「活動指標」としては、地域への取組周知や合意形成に関するまちづくり検討会等の地域活動のほか、事業を推進するために重要な庁内検討部会の開催回数を掲げております。検討会の参加人数は「成果指標」になるかと思われますが、不燃化特区の燃えにくさを客観的に表す指標として「不燃領域率」を掲げております。 ・建築物不燃化助成の目標につきましては、不燃領域率などを活用し、より分かりやすく示せる指標の設定に向けて検討を進めております。 ・区全域を対象とした建替え相談会は、広く制度を周知し、防災まちづくりへの理解を深めていただく機会として実施しています。加えて、不燃化特区については、令和8年度より住民のニーズに応じた個別相談の通年受付を開始しました。今後も、相談実績や地域ごとの課題等を把握しながら、相談会及び個別相談を実施してまいります。

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
2	耐震化の促進	委員記入欄	・成果指標の「区内建築物の耐震化率」は、区内の総合的な耐震化率を表しており、一般緊急輸送道路沿道建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物についてだけの成果部分はわかりません。緊急輸送に係る建築物の耐震化は、重要度及び優先度が高いと考えますので、これを別掲して進捗度合いを明確化する必要はないでしょうか。 ・「取組成果」の欄に「杉並区耐震改修促進計画」を改定し、新たな目標と取組を定めた旨の記述がありますが、令和6年度から令和8年度にかけての活動指標の計画値には変更がありません。計画値には、特に影響のない改定だったのでしょか。 ・「主な取組」に記載されている「建築物への耐震改修等工事費助成件数108件」と「取組成果」に記載されている105件（旧耐震基準の耐震改修助成25件、木造住宅除却助成53件、新耐震基準の木造住宅の耐震改修助成22件及び特定緊急輸送道路沿線建築物の耐震改修・除却等助成5件の合計）との差3件は、どのようなものでしょうか。 ・耐震診断は、建物所有者が主体的に取り組む必要があるとされていますので、建物所有者への制度の周知が重要となります。制度の周知・啓発のための手段として、広報紙、ポスティング、各種広報媒体、戸別訪問、耐震セミナー、ＶＲ体験及び動画等が挙げられています。これらの手段の個々の有効性を測定するために、耐震診断助成等の申請の際に、どの媒体をきっかけに「耐震診断支援・助成制度」を認識して利用したのか等のフィードバックは実施されていますか。
		所管課回答欄	・行政評価においては代表的な指標として、「区内建築物の耐震化率」を示しておりますが、一般緊急輸送道路沿道建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物についても耐震改修促進計画において目標値を定めております。 ・耐震改修促進計画は令和7年度末に改定を行い、本改定に伴う指標の見直しについては、現在の令和9年度以降の総合計画・実行計画改定に併せて検討しております。そのため、令和6年度から令和8年度にかけての指標には変更ございません。 ・「建築物への耐震改修等工事費助成件数108件」については、「取組成果」に記載されている105件に加え、耐震シェルター等設置工事2件、非木造耐震改修工事1件があり、合計で108件と記載しております。 ・耐震診断報告書の送付時に、制度利用者を対象としたアンケートを実施しています。アンケートでは、「耐震化支援制度について何を見て知りましたか」との設問を設けており、広報すぎなみや区チラシでの認知が多い状況です。 そのため、今後も広報すぎなみや区チラシによる周知を継続し、効果的な普及啓発に努めます。

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
3	ブロック塀等安全対策支援事業	委員記入欄	・成果指標の「危険ブロック塀等改善率」は区で当初把握した通学路や避難路にある危険ブロック塀の改善率を示すものとの記載があります。一方、本事務事業は、「区内全域の道路に面する、倒壊の危険があるブロック塀等を所有又は管理する者」を対象としていますので、この成果指標だけでは、通学路や避難路以外にある危険ブロック塀の改善状況が把握できません。その部分の成果指標の設定は必要ないでしょうか。 ・これに関連して、活動指標の「ブロック塀等改修等助成件数」は、成果指標の対象となっているブロック塀のみの集計値なのか、それ以外のブロック塀も含めているのかが不明です。もしも、全部のブロック塀が含まれている場合には、成果指標との連動性を重視して、両者を別の活動指標とすることも考えられますが、如何でしょうか。 ・なお、万が一、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生した場合に、所有者に何らかの法的責任問題が生じるのでしょうか。もしも所有者が何らかの法的責任を負う可能性があるのであれば、その旨も周知しておく必要があると考えます。
		所管課回答欄	・本事業は、平成30年の大阪府北部地震におけるブロック塀倒壊事故を踏まえ、児童・生徒の安全確保や災害時の避難路の確保を目的として開始した事業です。このため、特に優先的な改善が必要な通学路・避難路沿道の危険ブロック塀等を対象に改善率を算出し、成果指標として設定しています。 一方で、本助成制度は区内全域の道路に面する危険なブロック塀等を対象としており、実際には通学路・避難路以外の危険ブロック塀等の改善も進めています。しかし、区内全域に存在する危険ブロック塀等の総数や改善状況を毎年度把握・更新することは、調査手法や費用面等から現状では困難であるため、成果指標として設定していません。 ・活動指標である「ブロック塀等改修等助成件数」は区内全域を対象とした助成件数であり、成果指標である「危険ブロック塀等改善率」は通学路・避難路沿道の危険ブロック塀等を対象としているため、両者の対象範囲は一致していません。危険ブロック塀等の改善には、他の助成制度の活用や自己負担による改修等も含まれることから、必ずしも連動するものではありませんが、より連動性の高い指標の設定の仕方などについて、検討してまいります。 ・ブロック塀の倒壊により人的被害が発生した場合には、塀の所有者等が被害者や遺族から損害賠償を請求される可能性があります。 区では今年度から、危険なブロック塀等の所有者に対し、危険性や助成制度の内容に加え、倒壊事故が発生した場合には損害賠償責任を問われる可能性があることを記載したチラシを配布し、改善に向けた周知・啓発を行います。

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
4	魅力ある歩行者優先の道づくり	委員記入欄	・成果指標の「安全で快適な歩行空間の整備延長（累計）」については、活動指標である「安全で快適な歩行空間の整備」の累計値になっており両指標の連動性は非常に高いと思われます。但し、令和6年度では、活動指標の実績がゼロであったのにも関わらず、成果指標の達成率が79.7％と算定されており、あまり有意な指標となっていないと考えます。むしろ、成果指標としては、予定されている整備計画の総距離数に対する進捗状況等を採用する方が望ましいと考えますが、如何でしょうか。 ・無電柱化整備の「杉並区無電柱化推進方針」に関する進捗状況等を表す成果指標がありません。予算額に占める無電柱化整備の割合が高いと推定されますので、金額的重要性からして、成果指標の設定が必要ではないでしょうか。 ・無電柱化に関しては、「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、幅員6m以上の生活道路を対象としているとのことです。一方で、別の事務事業の「狭あい道路拡幅整備」において突出電柱の移設場所に関する調整に時間を要している旨の記述がありました。素人考えで大変恐縮ですが、技術的・空間的制約への対応が必要で、実現は難しいと考えますが、安全で快適な歩行空間に加えて、交通、生活及び防災等の機能の阻害の解消にもつながる「狭あい道路での無電柱化」は検討の対象とはならないのでしょうか。
		所管課回答欄	・今後、計画的な整備に向けて全体像を把握するための現況調査を実施することから、その結果も踏まえ、ご指摘の「計画総延長に対する進捗状況」の内容について検討します。 ・無電柱化事業については、事業の進捗段階を適切に把握できる指標を設定する必要があると考えています。無電柱化整備を独立した事務事業として整理することも含め、各取組の成果が適切に把握・評価できるよう、事務事業の区分と指標の見直しを検討します。 ・幅員4m未満の狭あいな道路では、路面下の既設ガス管・水道管等道路占用物に加えて新たに電線類を収容するための地下空間や、地上機器の設置場所を確保することが極めて難しく、現行の整備手法による無電柱化には大きな技術的・空間的制約があります。このため、現在区では「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、幅員6m以上の歩道の無い生活道路を対象に整備効果の高い路線を選定し、順次整備を進めています。一方、狭あい道路における電柱は、歩行空間を狭めるだけでなく、交通や防災上の支障となる場合があることから、その解消は課題であると認識しています。このため、狭あい道路については、無電柱化を進めるのではなく、「狭あい道路拡幅整備」において、道路の拡幅に合わせ、拡幅後の道路区域内に残る突出電柱の移設に取り組んでいます。 　なお、まちづくりが進む地区において面的な無電柱化を行う場合には、地区全体の整備の一環として、地区内の狭あい道路についても無電柱化の検討対象に含める考えです。

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
5	狭あい道路拡幅整備	委員記入欄	・活動指標として「道路拡幅整備距離」及び「道路拡幅整備件数」が挙げられています。両者は、同じ工事に対して、実施距離と実施件数という両面から捉えているものでありますが、実施件数の方は、作業量の多寡が加味されないので、進捗状況を表すのには、あまり適していないと考えます。したがって、重点整備路線や整備地区における戸別訪問件数などの、成果との連動性が高いと考えられるような活動に係る指標の設定が必要ではないでしょうか。 ・「課題の分析」では、拡幅整備件数・延長ともに減少する一つの要因に「既に拡幅整備済みの敷地での再建築が増加したこと」があるとの記述があります。これは、区の整備工事によらない拡幅が実施されるため、区の事業の実績としては上がらないという理解で良いでしょうか。 ・「事業の方向性・改善策」にも整備延長が伸びない理由として「再建築地の多くでは既に道路拡張が実施されている」ことが記述されています。これは、区主導ではないとしても、結果として狭あい道路が解消されているのではないかと考えますが、この分の解消は、拡幅整備を要する総延長614kmには影響しないのでしょうか。 ・拡幅整備を要する総延長614kmに含まれる「重点整備路線や整備地区」部分の距離は、どのくらいでしょうか？
		所管課回答欄	・狭あい道路拡幅整備事業は、土地所有者の建替え時期や意向など、区ではコントロールできない要素の影響を大きく受けます。また、整備地区において、現時点での建替えを伴わずに整備可能な戸数を把握できていないことから、活動指標と成果指標を連動させた指標の設定には難しい面があります。一方で、事業の取組状況をより分かりやすく示す指標については、今後も検討してまいります。 ・「既に拡幅整備済みの敷地での再建築が増加した」とは、過去に区の狭あい道路拡幅整備事業により後退整備が完了した敷地において、その後の建替え（再建築）が増加していることを指しております。 これらの敷地は、後退整備を実施した時点で既に事業実績として計上されているため、再建築時に新たな拡幅整備実績として加算されません。 ・　委員ご指摘のとおり、再建築が行われている敷地の多くは、過去に狭あい道路拡幅整備事業等により既に道路拡幅が実施されているため、当該箇所の狭あい道路は解消されています。一方、拡幅整備を要する総延長614kmは、事業開始時に把握した区内の狭あい道路の総延長であり、事業の到達目標となる数値です。このため、整備済み敷地において再建築が行われた場合でも、総延長614kmの数値自体に影響はありません。 ・総延長614kmのうち、重点整備路線は約９．０km、整備地区は約１７８kmです。

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
6	水害多発地域対策の推進	委員記入欄	・事業の目的に、「水害が多発する地域における被害の実態に応じた対策を行う」との記述があります。具体的に想定しておられる「特定の地域」があるのでしょうか。 ・活動指標が「雨水浸透施設の設置か所数」となっており、成果指標は、当該設置箇所数に設計浸透量を乗じたものとなっています。両指標の連動性は明確ですが、この成果指標からは、事業の目的としている「特定の地域の被害の実態」にどの程度の効果があったかは、明確ではありません。特に、近時の気候変動の影響による豪雨災害の激甚化、頻発化により、隣県で見られたような、従来の想定を超える水害が起こる可能性もありますので、被害実態に応じた対応を示す何らかの成果の測定指標が必要ではないでしょうか。 ・穿孔式ます設置工事の契約落札差金が増加している要因は、どのようなものでしょうか。 ・主な取組の1つに「改良型グレーチング蓋の設置」があり、施工規模は小さいですが、この取組に関する活動指標及び成果指標の設定がありません。指標の設定が難しいのでしょうか。 ・課題の分析では、安全対策に関する費用の増加により設置の実績が減少したとありますが、これは、人件費の高騰もしくは計画人員数を上回る要員数が必要となったということでしょうか。 ・事業の方向性・改善策に「横断型U字溝の設置などによる道路の排水能力を向上させる取組を実施する」との記載がありますが、令和9年度の方針に関しては、「事業コストの方向性」及び「事業の改善の方向性」のいずれにもその設置に関する記載がありません。これは、令和9年度の取組の対象とならないということでしょうか。
		所管課回答欄	・過去の浸水被害の発生状況やハザードマップ等を踏まえ、対策の必要性が高い箇所を優先して事業を実施しています。今後は、下水道整備事業など関連事業の実施状況も考慮しながら、より効果的な対策となるよう実施箇所を選定していく予定です。 ・浸水被害の発生状況は降雨量や降雨箇所などの気象条件に大きく左右されるため、事業効果を被害件数等で直接評価することは難しい面があります。このため、現在は雨水浸透施設の設置による浸透能力の向上を成果指標としています。ご指摘のとおり、水害多発地域における被害実態の改善状況が区民に分かりやすく伝わる指標も重要であると認識しています。今後、事業効果をより適切に把握・説明できる指標設定の必要性について検討してまいります。 ・穿孔式ます設置工事については一般競争入札を実施した結果、事業者間の競争が働いたことにより契約差金（落札率が88%）が増加したものと認識しています。 ・改良型グレーチング蓋の設置は、局所的な道路排水機能の改善を目的として実施している取組です。現状では施工規模が比較的小さく、また設置による効果を定量的に把握することが難しいことから、独立した活動指標及び成果指標は設定していません。一方で、本取組は浸水対策の一環として実施しているものであり、ご指摘のとおり事業成果を分かりやすく示すことは重要であると認識しています。今後は実施規模や効果の把握方法も踏まえながら、指標設定の必要性について検討してまいります。 ・工事実施に当たり、所轄警察署との協議の結果、現場周辺の交通状況を踏まえて当初想定より多くの交通誘導員の配置が必要となりました。このため、安全対策費用が増加し、施工数量に影響が生じたものです。 ・横断型U字溝の設置は道路排水能力の向上に有効な対策であることから、令和9年度においても事業化に向けて予算要求を行い、引き続き実施していく予定です。

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
7	橋梁の長寿命化と補強・改良	委員記入欄	・全管理橋梁123橋に係る長寿命化、耐震補強等が一通り完了する時期は、令和何年頃を計画しているのでしょうか。 ・管理橋梁の多くが1960から70年代に架設されているという状況で、現行の橋梁長寿命化修繕計画によって、架替え時期の集中に関しては、どの程度の解消が見込まれるのでしょうか。 ・執行率が90%未満となった理由の1つである落札差金(12百万円)の発生した要因は、どのようなものでしょうか。
		所管課回答欄	全管理橋梁123橋について、以下の理由から、一律の完了年度は設定しておりません。 　長寿命化修繕は、一度の工事で完了するものではなく、5年ごとの定期点検結果に基づき、必要な修繕を継続する取組です。現在は、令和8年度から10年間の事業計画を定め、予防保全型の維持管理を進めることとしています。 　耐震補強については、旧基準による対策状況を踏まえた上で、現在の基準に照らして追加対策が必要な橋梁のうち、防災上の重要性が高い橋梁から、修繕工事との調整を図りながら計画的かつ着実に進めてまいります。 　橋梁白書では、事後保全型の場合、2040年代から2050年代に架替えが集中し、2059年までに61橋の架替えが必要になると試算しています。これに対し、長寿命化修繕計画に基づき、定期点検の結果や橋梁の重要度を踏まえ、損傷が軽微な段階で計画的に修繕することで、橋梁の長寿命化を図ります。これにより、2045年以降の架替えを年1橋程度に分散させ、架替え時期と財政負担の平準化を図っていきます。 　落札差金が生じた主な要因は、橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託が、予定価格に対して53%の落札率となり、831万7,100円の差金が生じたことです。本委託の予定価格は、複数の事業者から徴取した見積りの平均値を設計歩掛として積算したものですが、受託者が入札に当たり、自ら提出した見積額よりも低い価格で応札したため、落札差金が生じたものです。
8	河川維持管理	委員記入欄	・成果指標の対象となっている区民意向調査の対象者1,237名は、3本の河川の流域の住民のみの限定でしょうか。 ・河川管理施設点検委託の落札率が67%となり契約落札差金が増加したとありますが、その要因は、どのようなものでしょうか。 ・河川管理用通路の舗装補修の実施量1,146㎡は、全河川の管理用通路の総距離に対するおおよその割合は、どのくらいでしょうか。 ・近年の気候変動の影響により、豪雨災害の激甚化、頻発化があり、ニュース報道でも善福寺川の増水の様子がよく見受けられます。この状況に関して、杉並区として取り組めることには限りがあるとは十分理解していますが、浚渫の実施状況など、区民に対する区としての取組状況の情報提供も有用な取組と思われますが、いかがでしょうか。
		所管課回答欄	・成果指標で使用している区民意向調査は、河川流域の住民に限定したものではなく、区内在住の18歳以上の方3,000名を無作為抽出して実施しています。そのうち、問4「自宅周辺の生活環境についての評価（みどりや水（河川等）とのふれあい）」に回答した1,237名の回答結果を成果指標として活用しています。 ・河川管理施設点検委託について指名競争入札を実施した結果、事業者間の競争が働いたことにより契約差金（落札率が67%）が増加したものと認識しています。 ・令和8年度に実施した河川管理用通路の舗装補修延長は約585mであり、区が管理する河川の総延長約19,170mに対して約3%に相当します。 ・近年、豪雨災害の激甚化・頻発化により、河川環境や治水対策に対する区民の関心が高まっているものと認識しています。こうした状況を踏まえ、河川の維持管理や関係機関による浚渫・治水対策等に関する情報について、区民に分かりやすく発信できるよう、情報提供のあり方を検討してまいります。

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
9	水防対策	委員記入欄	・活動指標の「水防訓練の実施回数」に連動する成果指標として、実際に水防態勢を敷いた実績回数を示すことも有用と思いますが、いかがでしょうか。 ・成果指標の「水害被害件数」として「水害によるり災証明発行件数」を上げています。近年の水害の発生傾向を知る指標としては非常に有効だと思いますが、気候変動による水害の頻度が激増する状況下では、時系列的な比較にあまり有用性がないように考えます。また、「計画値」の設定も困難と思われるため、達成率も算定できませんので、成果指標としての的確性は、いかがでしょうか。 ・成果指標の「河川水位・雨量計の稼働率」について、区民としては、いつも100%であることを期待しますが、これは、保守点検を着実に実施してることの成果として100%を達成しているものと理解すべき指標ということでしょうか。 ・課題に記述されている善福寺川上中流域及び阿佐ヶ谷駅前で発生した内水氾濫は、隣県での事例を見ると今後も多く発生する可能性があると思います。こうした事態への対応は、今後の事業の方向性の中で、杉並区として出来る範囲では、具体的には、どのように取組まれるのでしょうか。
		所管課回答欄	・水防態勢の実施回数は、区の対応状況を把握する上で参考になるものと考えます。一方、その回数は、台風や集中豪雨などの気象状況に応じて増減し、活動指標と必ずしも連動するものではないため、成果指標として設定することについては、慎重に検討する必要があると考えています。 ・り災証明書の発行件数は、その年の降雨状況などに大きく左右されるため、区の取組の成果を時系列で比較し、計画値に対する達成度を測る指標としては、難しい面があると認識しています。 一方で、浸水被害の発生状況や傾向を把握し、被害箇所に応じた対策の検討につなげる上では、有用な情報であると考えています。 このため、今後は、被害実態を把握するための指標として活用しつつ、成果指標としての位置付けや、区の取組による効果をより適切に把握できる指標について検討してまいります。 ・ご認識のとおりです。 （定期点検以外に、停電や護岸整備工事など、機器の保守管理に起因しないやむを得ない欠測は、算定対象から除外しています。） ・河川ライブカメラや冠水センサー等による情報収集の強化、水防情報システムの更新による機能の向上、気象情報を活用した早期の水防配備判断、土のう設置やポンプ排水等の水防活動の充実に取り組みます。また、東京都などと連携し、河川・下水道整備の推進や雨水流出抑制対策の強化を図るとともに、防災情報の迅速な発信を進め、ハード・ソフトの両面から浸水被害の軽減に取り組んでいきます。

質問No.	事務事業名等 （プルダウンメニューより選択）	質問内容	
10	雨水流出抑制対策等工事助成	委員記入欄	・2つの活動指標と、成果指標である「助成により設置された雨水浸透施設の浸透量（年間の対策量）」の達成率が、いずれも高くない水準であるにも関わらず、成果指標の「助成により設置された雨水浸透施設の浸透量（平成6年からの累計値）」の達成率が、毎年97%以上となっています。近時の活動結果の成果を表すには的確ではないように思いますが、如何でしょうか。 ・体験型ワークショップ支援業務委託の落札差金(11百万円)が生じた要因は、何でしょうか。 ・主な取組に記載のある「助成金交付申請書の印刷」は、取組として別掲する性質のものではないように考えますが、如何でしょうか。 ・建築事業者等へのアンケート調査で、助成金の申請に関して設置コストの問題の他に、制度の活用経験や周知の問題があるとの結果が出ています。制度に関する施主の認知度を上げることが、本来望ましいとは思いますが、建築業者への周知も徹底して、建築業者経由で施主に対しての制度周知ができるような状況にするための取組はされていますか。 ・「善福寺川流域治水フォーラム」の概要についてご教示ください。
		所管課回答欄	・「助成により設置された雨水浸透施設の浸透量（平成6年度からの累計値）」は、これまでの取組全体の進捗を把握する指標であるため、近時の活動結果が達成率に反映されにくい指標となっております。このため、近年の取組成果や事業の進捗状況をより分かりやすく表すことのできる成果指標については今後検討してまいります。 ・当該委託は、グリーンインフラ事業に関する入札への参加事業者が多く、事業者間の競争が働いた結果、落札差金が生じたものと認識しております。 ・「助成金交付申請書の印刷」は、需用費の内訳の一部として「主な取組」欄に掲載したものです。ご指摘のとおり、事業の主要な取組として個別に掲載する性質のものではないため、今後は、事業の内容や成果がより適切に伝わるよう、記載項目を精査してまいります。 ・雨水浸透施設設置助成制度の活用を促進するため、建築確認申請の提出があった物件のうち、雨水流出抑制対策実施計画書が提出されていない物件に対して、助成制度等の案内を送付しております。一方、アンケート調査では、制度の周知に課題があることも確認されたため、今後、建築事業者を通じて施主にも情報が届くよう、より効果的な周知方法を検討してまいります。 ・気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害に備えるため、東京都が実施する河川・下水道等の整備への協力に加え、行政、企業、地域住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害対策を進める「流域治水」の取組が重要となっております。善福寺川流域治水フォーラムは、区民、事業者、専門家及び行政が、善福寺川流域の水害リスクや河川・下水道、雨水流出抑制対策などの役割を共有するとともに、各々が取り組むことのできる水害対策を共に考え、具体的な行動につなげることを目的として開催するものです。